平成２７年秋号　ナイスショット通信２１号

埼玉県議会議員　無所属県民会議

発行者　並木正年（埼玉県議会議員）
〒365-0038　鴻巣市本町3-2-19 青木ハイツB
TEL：048-541-7777　FAX：048-543-8000
Eメール：namikimasatoshi@soleil.ocn.ne.jp

http://namiki-masatoshi.com/

討議資料

並木（なみき）まさとし 45歳

議会報告レポート第21号

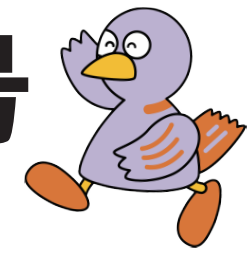

埼玉県議会は９月２４日（木）～１０月１５日（木）まで開催されました。私は会派（無所属・県民会議）を代表して９月３０日に一般質問を致しました。総務県民生活委員会では６月に引き続き、この９月でも※**「費用弁償の実費支給」**について取り上げましたが、残念ながら過半数を有する自民党単独の反対（否決）によって私たち無所属県民会議が提案した議員提出議案の条例案は否決されてしまいました。

（６月議会での賛成会派は無所属県民会議１０名・民主党・無所属の会１３名・日本共産党埼玉県議会議員団５名・無所属改革の会３名。また、今回の９月議会では６月議会で反対（否決）していた公明党の議員が委員会で賛成をしました。）※本会議の採決は自民党のみが反対で否決されました！

費用弁償の実費支給とは？

埼玉県議会は会期中（開会日～閉会日）の会議のない日においても議案調査や研究のために登庁すると自宅からの距離に応じて１０キロ未満６，０００円、５０キロ未満８，１００円、５０キロ以上１０，２００円の費用弁償が支給されます。例えば、今の制度は県庁の近くに住んでいても定額で６，０００円、電車賃が１，０００円かからなくても条例に従って８，１００円が支給されます。今年度に埼玉県議会で支給される費用弁償は議会事務局の試算で約４，６００万円ですが、実費支給に変えると交通費の約７３０万円で済むため、年間で約４，０００万円の節約効果が期待されます。私は６月議会と９月議会の委員会で各都道府県の状況・法的な根拠・過去の経緯・条例などを調べ尽くして賛成討論をおこないました。今後も、県民目線や生活の実態に沿った議会改革を粘り強く提案して参ります。

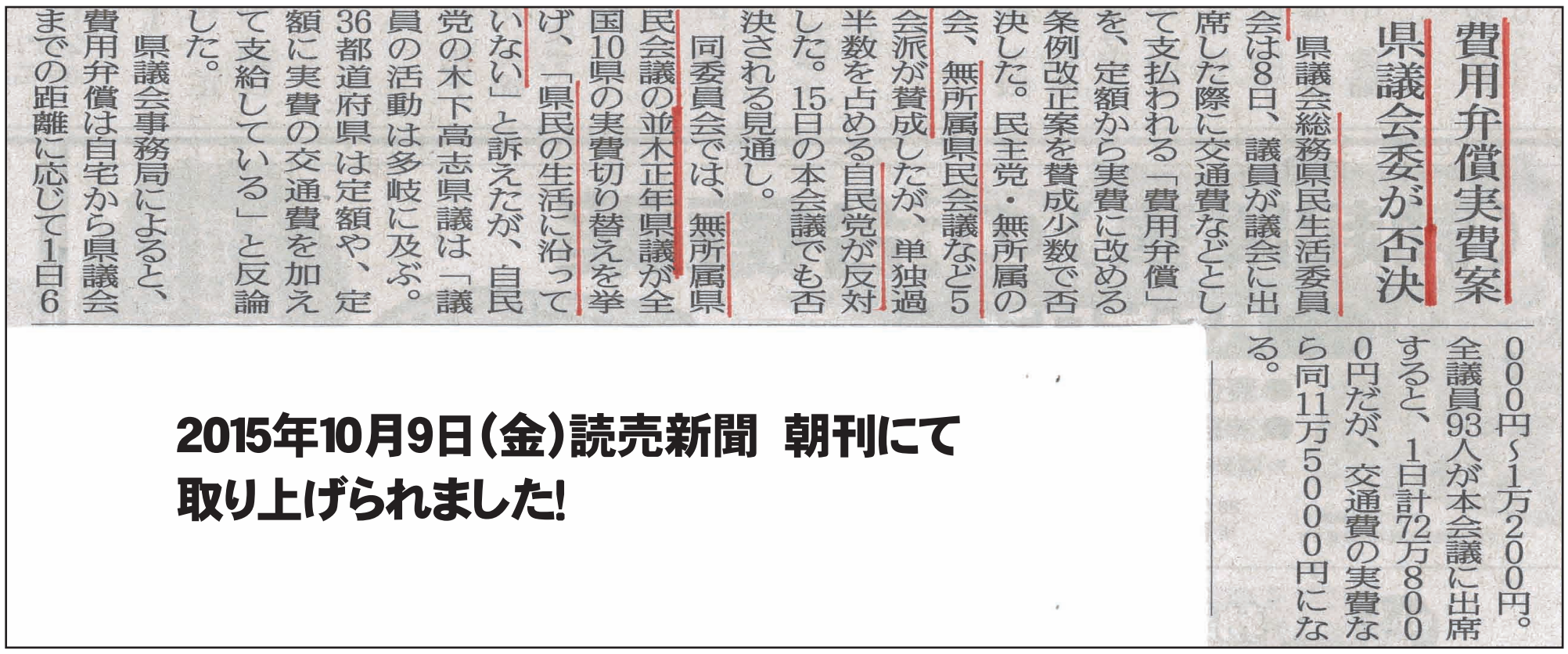

費用弁償実費案
県議会委が否決

県議会総務県民生活委員会は8日、議員が議会に出席した際に交通費などとして支払われる「費用弁償」を、定額から実費に改める条例改正案を賛成少数で否決した。民主党・無所属の会、無所属県民会議など5会派が賛成したが、単独過半数を占める自民党が反対した。15日の本会議でも否決される見通し。

同委員会では、無所属県民会議の並木正年県議が全国10県の実費切り替えを挙げ、「県民の生活に沿っていない」と訴えたが、自民党の木下高志県議は「議員の活動は多岐に及ぶ。36都道府県は定額や、定額に実費の交通費を加えて支給している」と反論した。

県議会事務局によると、費用弁償は自宅から県議会までの距離に応じて1日6000円～1万2000円。全議員93人が本会議に出席すると、1日計72万8000円だが、交通費の実費なら同11万5000円になる。

2015年10月9日（金）読売新聞　朝刊にて
取り上げられました!